

令和6年度「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」企画・運営等業務委託仕様書

第1 業務名称

令和6年度「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」企画・運営等業務

第2 目的

佐賀県は、デジタル技術や起業を通じて全国や世界に通用するビジネスを生み出すことに取り組んでいる。具体的には、DX分野では佐賀県産業スマート化センター（以下、「スマート化センター」）を核とした県内企業の支援などを行うとともに、スタートアップ分野では起業家個々人のビジネスに応じた個別指導プログラムなどを展開している。その結果、ここ数年で製造業や建設業、物流、小売など様々な企業がデジタル技術の活用にチャレンジするとともに、九州や全国など県外のアワードを受賞する起業家が次々と登場するようになった。

これらの企業や起業家のさらなるビジネスの拡大と、他企業等の新たなチャレンジを呼び起こすため、DXとスタートアップの双方のセグメントを融合させたイベントとして

「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」を開催する。このイベントでは、DXによって業務効率化や生産性向上などの成果を上げている企業や、個別指導プログラムに採択された新進気鋭のスタートアップを集め、その思いや願い、具体的な取組などを発信することによって、県内・外からイノベーティブな人材を発掘・吸引し、企業や起業家、支援者などの交流を促進し、イノベーションエコシステムとしてのさらなる分厚い基盤形成につなげる。

このことを通じて、佐賀だからこそできる、佐賀にしかできない、未来をリードする人とビジネスを生み、育てる土壌を培っていく。

第3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

第4 業務概要

イノベーティブな企業や起業家のさらなる掘り起こしと、DXとスタートアップ双方融合した新たなビジネス創出を加速させるイベントとして「SAGA INNOVATORS TALK LIVE 2024 Summer」（以下「夏季イベント」という。）及び「SAGA INNOVATORS TALK LIVE 2025 Spring」（以下「春季イベント」という。）を、以下条件に沿って実施すること。

（1）開催日時（予定）

- ・ 夏季イベント…令和6年8月28日（水）（開催時間目安13時～16時）
※実施日時は最終的に県と協議の上、決定すること。
- ・ 春季イベント…令和7年3月19日（水）（開催時間目安10時～16時）
※実施日時は最終的に県と協議の上、決定すること。
※イベントの規模によっては設営・準備日を設けること。

（2）開催場所（予定）

- ・ 夏季イベント…ホテルマリターレ創世佐賀 4階グランデピアツァ

(佐賀市神野東2丁目5-15)

※令和6年8月28日(水)を仮予約済み。

※開催場所は最終的に県と協議の上、決定すること。

※会場費(冷房代要)は委託先負担とする。

- ・ 春季イベント…SAGA プラザ(総合体育館)(佐賀県佐賀市日の出1丁目21-15)

※令和7年3月18日(火)から19日(水)を仮予約申請中。

※開催場所は最終的に県と協議の上、決定すること。

※会場費(暖房代要)は委託先負担とする。

(3) 集客目標

- ・ 夏季イベント…200人(オンライン視聴者含む)
- ・ 春季イベント…500人(オンライン視聴者含む)

(4) 開催方法

現地開催及びオンライン配信

(5) 参加費

無料

(6) 業務内容

- (I) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の企画・管理・調整業務
- (II) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の広報宣伝、情報発信業務
- (III) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の事後広報(夏季イベント後)
- (IV) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」のイベント運営業務
- (V) その他必要な業務

	夏季イベント	春季イベント
実施目的	県事業の認知度を高めるとともに、DX分野では県等における新たな取組の発表やスマート化センターをハブとしたコミュニティの強化のための機会の創出、スタートアップ分野では事業拡大に直結しうる個別指導プログラムの取組紹介やその応募喚起に係る情報発信等を行う。	県支援施策を通じて成長した企業や起業家に対し、事業会社や金融機関等に向けてビジネスモデルや今後の展望等を成果発表し、佐賀県における持続可能なイノベーションエコシステム形成につなげる機会を創出する。
開催日時 (予定)	令和6年8月28日(水) (開催時間目安13時~16時)	令和7年3月19日(水) (開催時間目安10時~16時)
開催場所 (予定)	ホテルマリターレ創世佐賀	SAGAプラザ(総合体育館)
集客目標	200人(オンライン視聴者含む)	500人(オンライン視聴者含む)
開催方法	現地開催及びオンライン配信	現地開催及びオンライン配信
参加費	無料	無料

第5 業務内容

「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の企画・管理・運営等一切の業務を行う。本事業の目的に沿って企業や起業家と参加者が交流し、参加者が県内企業のDXへの取組や事業拡大に奮闘する起業家の姿に触れ、自らもDXに取り組みたい、起業したい、応援したいと思えることができるコンテンツを企画し、提案すること。

(I) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の企画・管理・調整業務

① 業務実施体制の構築・管理

- ・ 本事業全体を俯瞰し管理・監督する統括責任者を配置すること。
- ・ その他、業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ・ 本委託業務は多数の関係者が存在するため、全ての関係者と円滑かつ迅速に対応・調整ができるような体制をとること。

② 実施スケジュール、進行管理マニュアル等の作成・管理・調整

- ・ イベント当日までの業務実施スケジュール、進行管理マニュアル（進行シナリオ、会場レイアウト図、警備計画等）等を作成し、管理、調整すること。
- ・ 定期的に（契約～春季イベント開催日まで月2回程度）打ち合わせを設定し、進捗を報告すること。
- ・ 委託事業者は担当者2名以上を配置し、打ち合わせは2名以上の体制で参加すること。
- ・ 緊急の打合せ・作業が必要な場合には迅速に対応すること。

③ 夏季イベントの企画

- ・ 企画提案については、以下のアからカを参考に、事業目的の達成により効果的な企画・調整・提案を行うこと。会場におけるステージイベントを中心に、イベント全体について提案すること。なお、スタートアップと支援者などが交流できる「交流スペース」も設けること。

ア) スタートアップの取組発表：県の取組について紹介

イ) スタートアップ・ピッチバトル：過年度に佐賀県のスタートアップ支援プログラム（Startup Gateway/Boost/Connect/Promote/Assign/エビチャレスペシャルなど）に採択されたスタートアップが支援施策を通じ得られた知見を、支援者や参加者（主に起業家や起業志望者等）にプレゼン

ウ) DXの取組発表：県やスマート化センター等における取組について紹介

エ) DX事例発表・講演等：参加者や関係者のネットワーク構築に寄与する内容のDX事例発表・講演等を実施（なお、内容については、適宜、スマート化センターとも協議して決めること。）

オ) パネルディスカッション：上記スタートアップの支援プログラムの採択者や支援者、DXに取り組む企業、さらに県関係者などが登壇し、意見交換

カ) ネットワーキング：上記イベント登壇者・関係者に一般参加者を交えた交流機会の提供

※ 使用する場所や時間帯（どの施設で、何時に、どの様なイベントが行われる

のか) がわかるようにすること。

④ 春季イベントの企画

- ・ 企画提案については、以下のアからカを参考に、事業目的の達成により効果的な企画・調整・提案を行うこと。会場におけるステージイベントや出展ブースなどを中心に、イベント全体について提案すること。なお、スタートアップと支援者などが交流できる「交流スペース」も設けること。

ア) スタートアップ DEMODAY：佐賀県のスタートアップ支援プログラム (Startup Gateway/Boost/Connect/Promote/Assign/エビチャレスペシャルなど) に採択されたスタートアップがビジネスモデルとプレゼンの質を競い、優秀者を顕彰

イ) パネルディスカッション：上記スタートアップ支援プログラムの採択者や支援者、さらに県関係者などが登壇し、意見交換

ウ) DX 事例発表：県内企業による DX の取組や、DX 人材育成事業の成果を発表

エ) SAGA DX Award：モデル的な DX 事例を公募し、表彰

オ) 展示ブース：上記スタートアップ支援プログラム採択者及び DX に取り組む企業、支援機関等による出展ブース（出展数最低 30 以上）

カ) ネットワーキング：上記イベント登壇者・関係者に一般参加者を交えた交流機会の提供

※ 「DX 事例発表」については、スマート化センターをはじめとした県関係の支援施策の事業受託者とともに企画し、適宜連携しながら進めること。

※ 「SAGA DX Award」については、受賞対象の収集、選定・評価、表彰・賞品を含めて企画することとし、詳細については県と協議しながら決めること。受賞対象は、県の各種支援施策の支援を受けた者とし、それぞれの支援者が見えるよう工夫すること。加えて、「身近な事例にスポットを！」をコンセプトに、参加者が身近に感じ、「自分でもできる！」と思えるような県内事例を 10 事例以上収集し、受賞対象とすること。（例えば、「自社の身近な DX」を募集し、HP へ掲載して参加者（申込者）に投票いただき、当日は投票結果を発表して表彰するとともに、投票者にも商品を提供するなど）

※ 使用する場所や時間帯（どの施設で、何時に、どの様なイベントが行われるのか) がわかるようにすること。

⑤ 登壇者及び出展者の選定、調整、確保

- ・ 県の DX 及びスタートアップ関連の各種事業を受託している企業と十分に連携し、県が提供するこれまでの支援プログラム採択者のうちから、想定する各イベントのプログラムへの登壇者を選定し、登壇に向けた各種調整を行うこと。
- ・ ブース出展する企業を選定し、出展に向けた各種調整（出展内容や必要な設備等の調整等）を行うこと。

⑥ スタッフの確保及び配置

イベントを滞りなく実施するために必要かつ十分なスタッフを確保し、配置すること。

⑦ 効果測定

イベント来場者数をカウントすること。また、イベント来場者にアンケート調査を行い、住所地等の属性と合わせてイベントの満足度や今後の要望等を聞き取ること。

⑧ 各種申請等

受託者はイベントの実施に際し必要な官公庁等への申請を行うこと。また、イベントの準備及び実施時には周辺地域に与える騒音や交通への影響に十分配慮し、必要に応じて事前の説明や対策を講じること。

(II) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の広報宣伝、情報発信業務

集客目標の確保に向けて本事業が広く伝わるよう、戦略的な広報計画を策定したうえで、各種媒体（マスメディア、特設 Web サイト、SNS 開催告知ポスター等）を効果的に活用し、県内・外に情報発信を行うこと。

① 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」基本ビジュアルの企画・制作

② 効果的な手法による各種媒体（マスメディア、特設 Web サイト、SNS 開催告知ポスター等）を活用した情報発信

- ・ イベントの概要、参加者の紹介、一般参加者に対する周知事項等、イベントに関する情報を一体的に掲載し、閲覧者が参加申し込みまでできる Web ページを制作し、運営すること。
- ・ マスメディアによる情報発信を行う場合は、県内メディアを中心に効果的なタイアップを行いながら実施すること。
- ・ 一般参加者の申込受付・参加票発行を行うこと。
- ・ 情報公開日から随時情報を展開することとし、各種媒体の特徴や性格に鑑みて適切なタイミングで発信を行うこと。
- ・ 当日の写真及び動画を撮影し、イベント終了後、その様子を掲載すること。

③ ポスター・チラシの制作及び配布

- ・ 広報物（チラシ及びポスター）を作成し、設置、配布すること。発送先や発行部数、規格については、県と協議の上、決定すること。

④ 来場者配布用イベントプログラムの制作

⑤ その他、受託者はより多くの参加が見込まれるよう、適切なスケジュール感の下、企業・団体や県民等への周知・広報に戦略的に取り組むよう努めること。

(III) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」の事後広報（夏季イベント後）

同イベントについて、地域への一層の浸透と定着を図るため、夏季イベント実施後に地元マスメディア（新聞）を活用した効果的な情報発信を実施すること。広告記事の作成にあたり、その開催時の写真や動画、イベント参加者の声等を活用するなど、必要な調整を行ったうえで、掲載を行うこと。

(IV) 「SAGA INNOVATORS TALK LIVE」のイベント運営業務

① イベント準備及び当日の設営

- ・ 準備日程において、イベントに必要な資機材の搬入を行い、規定の時間内に準備を終えること。

- ・ 受付（来場者、来賓、報道関係者）、誘導看板、救護・迷子対応の設置を行うこと。
 - ・ 音響・照明・映像・舞台芸術・その他演出に関わる装飾を行うこと。
- ② イベント当日の運営
- ・ イベント毎にリハーサルが必要なものは時間を確保し、関係者全員の共通理解を形成すること。
 - ・ 進行管理、登壇者管理、スタッフ管理、来場者管理を入念に行うこと。
 - ・ 来場者への誘導をスムーズに行えるよう、スタッフや警備員を配置すること。
なお、同日に近隣施設においてイベントが開催される場合、本イベント参加者の駐車スペースが十分に確保できない可能性があることから、交通整理員等の配置について十分検討すること。
- ③ オンライン配信とアーカイブ動画
- ・ 全てのプログラムについてオンライン配信を行うこと。
 - ・ オンライン配信で放映した動画は後日、アーカイブ動画として配信できるよう、県に提供すること。なお、イベント登壇者にはその旨、あらかじめアナウンスし、了承をとるよう、県及び各種事業の受託者とも協議・調整するとともに、一般参加者に対しても当日、その旨をアナウンスすること。
- ④ イベント当日の撤去
- ・ 当日中、規定の時間内に撤去を完了させること。

(V) その他必要な業務

その他、目的達成のため必要な業務を県と協議のうえ実施すること。

第6 事業の企画立案・実施に係る留意事項

(1) 委託業務の運営について

- ・ 委託業務を実施する際に必要となる参加者のとりまとめ、関係者との調整、備品・消耗品等の調達、運営スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記録、Webサイトやメディアに掲載する情報のバックアップ等については、全て受託者の責任において行うこと。
- ・ イベントに対する事前・事後の問合せ対応など運営事務も担うこと。

(2) 外部の機関との連携及び活用について

佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループでは、DXの分野は「デジタルをビジネスの常識に」という目標を掲げ、スマート化センターをハブとして、様々な県内外の企業や関係機関と連携した支援体制を構築していくこと目指している。また、スタートアップの分野では「佐賀から世界を目指せる起業環境を」という目標を掲げ、県内における創業・スタートアップのいわば「苗床」となる仕組みを、地域の関係者の幅広い理解と協力の下、実効性があり、かつ持続可能なものとして構築していくこと目指している。受託者においても、こうした趣旨を踏まえ、地域の関係機関等との幅広い連携や活用に努めること。

(3) 佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループが行う関連事業及びその受託者等との

連携について

佐賀県産業 DX・スタートアップ推進グループは、DX 分野ではスマート化センターを中心にアウトリーチによる DX の裾野拡大や伴走支援によるモデル事例の創出、DX の担い手となる人材の育成・確保などの事業を実施している。また、スタートアップの分野では「Startup Gateway SAGA」、「Startup Boost SAGA」、「Startup Connect SAGA」 「Startup Promote SAGA」 「Startup Assign SAGA」 「エビチャレスペシャル」等を通して県内における起業家の発掘や伴走支援、新規事業の創出に取り組んできた。県は当事業を、それらの事業によって発掘された県内の企業や起業家等が事業化や事業拡大に向けて次のステップとして取り組むものと位置付けている。

事業の実施にあたっては県が行う産業 DX 関連の事業や他の起業・創業支援事業の内容や狙いを十分に理解し、他の事業の受託者等と連携を図ることによって円滑に当事業を運営するとともに、相乗効果を生み出すよう努めること。

第7 守秘義務

受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他にもらしてはならない。

第8 委託料の支払い

前金払い・完了払い

第9 成果物

(1) 業務完了報告書

(2) イベント記録動画

事業後の本事業の PR に活用するための動画を制作すること。また、納品する際は、別途県が指定する形式で納品すること。

(3) オンライン配信のアーカイブ動画（保管先の URL 等）

第10 その他

(1) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと。

(2) 本業務は、県と十分に協議の上、実施すること。

(3) 受託者は、事業の実施状況について適宜県に報告すること。

(4) 受託者は、必要に応じて、県内の商工団体や支援機関はもとより、スマート化センター、マイクロソフト AI&イノベーションセンター佐賀、佐賀県産業イノベーションセンター、佐賀県ベンチャー交流ネットワーク等とも十分な連携を図ること。

(5) 本業務の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）は、受託者によりこれを行うこと。

(6) 施設の借用、機材、設備、附属設備、資機材の調達、会場の設営（運搬、組立、解体や不足が生じる場合の調達準備含む）及び撤去並びに出演者等（採択者を除く）の輸送手配及び謝金等の支払いは、特に指示のない限り受託者が行うものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。

- (7) 業務委託に係る水光熱費や清掃費、ごみ処理などは受託者が負担すること。
- (8) 受託者はイベント保険など、事業実施に必要となる保険に加入し、加入後は保険書類の写しをイベント前日までに県に提出すること。
- (9) 真にやむを得ない理由がある場合は、イベントの開催の時期及び場所について変更する場合がある。その際は県と受託者との協議によって決定する。
- (10) 受託者の責任による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (11) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真やイラスト、動画、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (12) 業務の遂行に当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権処理等を行うものとする。二次利用についても同様とする。
- (13) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (14) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を順守しなければならない。
- (15) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し最新の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
- ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
 - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
 - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
 - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
 - オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- (16) 本業務の一部を再委託するときは、あらかじめ県に対して再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が追うこととする。
- (17) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループと受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県産業DX・スタートアップ推進グループの職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (18) 本事業のイベント参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (19) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき県が判断した場合には、県の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具

体的な内容については、受託者と県の協議によることとする。

(20) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。

(21) 業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととし、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとする。